

「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会理事会会則

平成28年6月15日制定
令和元年7月23日改訂
令和2年4月8日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この会則は、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会組織規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づいて理事会の開催について定めることを目的とする。

第2章 理事会

(招集)

第2条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、理事の過半数の出席により開催することができる。ただし、やむを得ない事情があると認める場合は、持ち回りにて開催できるものとする。

3 理事会には、会長が必要と認める場合は、有識者等の出席を求めることができる。

(議長)

第3条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長のうち、その理事会において出席した者の中から議長を選出する。

(議決)

第4条 理事会の決議は、出席した理事（第2条2項のただし書きの場合にあってはすべての理事）の議決権の過半数をもって行う。

(代理)

第5条 理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第6条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) その他議長が必要と認めた事項

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録の内容を確認し、署名又は記名押印する。また、電磁的記録により内容確認を行ったことが確認できれば、署名又は記名押印に替えることができる。

第3章 その他

(庶務)

第7条 理事会の庶務は、「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会事務局が処理する。

(附則)

この会則は、令和元年7月23日から施行する。

プロデューサー会議の運営方法について（平成28年6月15日制定）は廃止する。

(附則)

この会則は、令和2年4月8日から施行する。

(以上)